

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇩ 物納から延納への切替

**Q** : 私は土地を物納申請していますが、高く買ってくれる人が現れましたので、売却して相続税を納めようと思います。物納を取り下げることが出来ますか？

**A** : 物納を取り下げて延納申請に切り替え納税することが認められます。

### 【解説】

物納申請をした財産は、物納の許可が下りるまでであれば、売却することが認められます。そして、売却できることとなった場合には金銭納付困難事由がないことを理由として物納申請が却下されることになっていますので、却下通知を受けた日の翌日から20日以内に延納申請を行い、その後金銭で納付することになります。ただし、この場合、延納利子税が(法定)納期限から発生しますのでご注意ください。また、却下後の申請は一度しか出来ませんので慎重に行ってください。

なお、物納の審査期間は3ヶ月となっていますので、最長で相続開始から1年1ヶ月の間に売却しなければなりません。買い叩かれないよう検討してください。

ちなみに、物納財産には優先順位が次のように規定されていますので、後順位の財産は先順位の財産がない場合でないと申請することが出来ません。[①国債・地方債、不動産、船舶、②不動産のうち劣後財産、③株式等の有価証券、④株式のうち劣後財産、⑤動産]

不動産の劣後財産は株式よりも先順位ですので間違えないようにしてください。

